

大分県報

令和六年
第五〇六号
五月七日

（火曜日）

目次

告示

- 土地改良区の定款変更認可……………一
公有水面埋立ての免許……………一
令和六年度毒物劇物取扱者試験の実施……………二
土地改良区連合の役員就任……………三

告示

大分県告示第二百五十六号
土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、次の土地改良区の定款変更を認可した。
令和六年五月七日

土地改良区名	所在地	認可年月日
院内土地改良区	宇佐市	令六・四・一九

大分県告示第二百五十七号
公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第二条第一項の規定により、次のとおり公有水面埋立てを免許した。
令和六年五月七日
大分県知事 佐藤 樹一郎
一 免許の年月日

令和六年五月七日

令和六年四月十九日

二 出願人の住所及び氏名

大分市大手町三丁目一番一号

大分県

代表者 大分県知事 佐藤 樹一郎

三 埋立ての区域

1 位置

大分市大字大在六番地の地先公有水面

2 区域

次の各地点を順次に結んだ線及び③の地点から①の地点を結ぶ令和五年の春分の満潮位（D・L・プラス二・四メートル）における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

①の地点 三佐三等三角点（北緯三三度一五分四二秒九四七二、東経一三一度四一分一八秒八一七三。以下「基点」という。）から一〇五度一〇分四七秒四三六五・八一メートルの地点

②の地点 ①の地点から三五度四二分〇六秒一五九・九九メートルの地点

③の地点 ②の地点から一二五度四二分〇六秒二七九・九七メートルの地点

3 面積

四四・七九四・五五平方メートル

四 埋立てに関する工事の施行区域

1 位置

大分市大字大在六番地の地内、七番地の地内及び地先公有水面

2 区域

次の各地点を順次に結んだ線及びチの地点とイの地点とを結んだ線により囲まれた区域

イの地点 基点から一〇五度二七分四六秒四三七九・四九メートルの地点

ロの地点 イの地点から三〇五度四二分二〇秒八五・三五メートルの地点

ハの地点 ロの地点から三五度四二分〇六秒三五〇・四九メートルの地点

ニの地点 ハの地点から一二五度四二分〇六秒三四五・四三メートルの地点

ホの地点 ニの地点から一二五度四二分〇六秒一六四・二四メートルの地点

ヘの地点 ホの地点から一八二度〇八分四九秒一〇・三八メートルの地点

トの地点 ヘの地点から一二五度三九分四一秒一六五・八三メートルの地点

大分県報（告示）

一

チの地点 トの地点から三〇五度三九分五〇秒二六五・九五メートルの地点

3 面積
一一九、〇一九・七八平方メートル

五 埋立地の用途
ふ頭用地

○公 告

毒物及び劇物取締法（昭和二十五年法律第三百三号）第八条第一項第三号の規定により、次のとおり毒物劇物取扱者試験を実施する。

令和六年五月七日

大分県知事 佐 藤 樹 一 郎

一 試験の日時
令和六年八月六日（火曜日）午前十時から

二 試験の場所
大分市大手町三丁目一番一号
大分県庁舎本館二階正庁ホール
大分県庁舎新館十四階大会議室
大分市豊饒二丁目十一番三号

三 試験の種類
公益社団法人大分県薬剤師会

1 一般毒物劇物取扱者試験
2 農業用品目毒物劇物取扱者試験
3 特定品目毒物劇物取扱者試験

四 試験科目
1 筆記試験

(一) 毒物及び劇物に関する法規
(二) 基礎化学
(三) 毒物及び劇物（農業用品目毒物劇物取扱者試験にあつては毒物及び劇物取締法施行規則（昭和二十六年厚生省令第四号）別表第一に掲げる毒物及び劇物、特定品目毒物劇物取扱者試験にあつては同規則別表第二に掲げる劇物に限る。2において同じ。）の性質及び貯蔵その他取扱方法

2 実地試験
毒物及び劇物の識別及び取扱方法
提出書類

1 受験願書（大分県福祉保健部薬務室ホームページからダウンロードすること。また、大分県福祉保健部薬務室及び各保健所（保健部）でも配布する。） 正副各一通
2 履歴書（大分県福祉保健部薬務室ホームページからダウンロードすること。また、大分県福祉保健部薬務室及び各保健所（保健部）でも配布する。） 一通
3 戸籍抄本 一通

4 写真（左記の条件を満たすもの） 一枚
(一) 受験願書提出前六箇月以内に撮影したものであること。
(二) 正面、上半身、無帽のものであること。
(三) 縦四センチメートル、横三・五センチメートルのものであること。
(四) 裏面に氏名及び生年月日を記入すること。

六 書類の提出先
1 県内居住者（郵便による申込みは、受け付けない。）
県内各保健所（保健部）
2 県外居住者（郵便による申込みも受け付ける。）
大分市大手町三丁目一番一号（郵便番号 八七〇―八五〇一）
大分県福祉保健部薬務室

七 受付期間及び受付時間
1 受付期間
令和六年五月二十七日（月曜日）から同年六月七日（金曜日）まで（日曜日及び土曜日を除く。）。ただし、郵便による申込みは、同日までの消印のあるもの限り受け付ける。

2 受付時間
午前八時三十分から午後五時十五分まで

八 受験手数料
一万五百円（受験願書提出の際に現金で納入すること。）
九 その他

1 その他詳細については、最寄りの保健所（保健部）又は大分県福祉保健部薬務室に問い合わせること。
2 応用化学に関する学課修了者については、既に資格取得要件を満たしている場合があ

るので、最寄りの保健所（保健部）又は大分県福祉保健部薬務室に問い合わせること。

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十四条において準用する同法第十八条第十七項の規定により、駅館川土地改良区連合（宇佐市）から、就任役員の氏名及び住所について次のとおり届出があった。

令和六年五月七日

大分県知事 佐藤 樹一郎

（就任役員）

役名

氏名

住

所

理事

磯邊 雄二

宇佐市大字宮熊一七八三番地の三

令和六年五月七日

大分県報（公告）

三